

◇予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例（新潟県条例第28号）

- 1 予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人
地方自治法施行令の規定に基づき、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定めることとしました。(第2条及び第3条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

- 1 特殊勤務手当の見直し
東日本大震災に対処するための災害応急作業手当の支給の要件等を見直すこととしました。(附則第2項～第4項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

- 1 職員を派遣することができる団体の追加
職員を派遣することができる団体に一般財団法人新潟県地域医療推進機構を追加することとしました。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成24年8月1日から施行することとしました。

◇法人の県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

- 1 法人の県民税（法人税割）の税率の特例措置を講ずる期間の延長
法人の県民税（法人税割）の税率について、100分の5とするところを一定の要件を満たす法人等を除き100分の5.8とする特例措置を講ずる期間を、平成29年3月31日まで延長することとしました。(第2条関係)
- 2 産業立地促進地域内において事業用家屋を事業の用に供した法人等に対する不均一課税
産業立地促進地域内において一定の要件を満たした事業用家屋を新設し、又は増設して事業の用に供した法人等に対して、法人の県民税（法人税割）の税率を100分の5.4とする不均一課税を行うこととしました。(附則第8項～第12項関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成24年8月1日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

- 1 指定居宅サービス事業者の指定の変更に係る手数料の新設
介護保険法の改正に伴い、特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとする指定の変更に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成24年10月1日から施行することとしました。

◇新潟県あけぼの園条例の一部を改正する条例（新潟県条例第34号）

- 1 指定管理者制度の導入
新潟県あけぼの園の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、指定管理者が行う業務の範囲等を定めることとしました。(第4条～第8条関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第35号）

1 在校生となる者の追加

職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、在校生となる者に、検定職種に関し特定応用課程又は特定専門課程の高度職業訓練を受けている者を追加することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。